2018 年度　平安女学院大学　日本国憲法

第１１回「Ⅲ．基本的人権：社会権　①教育を受ける権利」

2018.07.05.　佐藤

はじめに

1.前回講義

1)内容：論点→広島市暴走族追放条例は罪刑法定主義に反するか　*それぞれの説明をしてほしい

法→憲法上の人身の自由権、罪刑法定主義、最高裁判決、　*罪刑法定主義も人身の自由権が根拠

諸説→限定的合憲解釈、罪刑法定主義違反

2)Reading Assignment に関する設問についての解説

①規定の仕方が適切でなく、規制の対象が広範囲に及び、憲法 21 条 1 項（集会・結社・表現の自由）及び 31 条（罪刑法定主義）との関係で問題がある。

②限定的に解すれば、憲法違反とまではいえない。

2.今回講義：国民主権→基本的人権（自由権→社会権）→平和主義→統治機構

3.Reading Assignment に関する設問：以下の設問に対する解答を、自己点検用紙に書きなさい。

①最高裁は、学習指導要領の法的性質をどのように判断しているか。

②最高裁は、その上で、教育の具体的内容及び方法につき高等学校の教師に認められるべき裁量を、どのように判断しているか。

講義テーマ：学習指導要領に従わなければならないのか。

１．事例から

1)幼児・初等教育の事例：小学校英語教育［資料：朝日新聞 2017 年 2 月 15 日付］

2)最高裁判決の事例：福岡伝習館高校事件［資料：朝日新聞 1990 年 1 月 19 日付］

２．教育を受ける権利

*憲法 26 条

すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する

すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負う

義務教育は無償とする

1)権利内容

1.国民各自が、人格形成のために必要な学習をする固有の権利

とりわけ、自ら学習のできない子どもは、教育を大人に要求する権利を有する

(旭川学テ事件・最高裁大法廷判決　昭和 51 年 5 月 21 日

2.国は、教育制度を維持し、教育条件を整備する義務を負う

→教育基本法、学校教育法などを定め、義務教育を中心とする教育制度を設けている

2)社会権

1.自由権と社会権

→国からの干渉を排除(自由権)と、国が教育権保障のための施策を行う(社会権)

2.他の社会権(25 条:生存権、27 条:勤労権、28 条:労働基本権)

3.「義務」について

1)「国民の義務」への誤解、右翼からの「義務」の強調　←　立憲主義への無理解

2)意味：教育の義務：子どもに教育を受けさせる義務

勤労の義務：倫理的規定

納税の義務：「法律に従って」が重要

３．学習指導要領の拘束力

1)教育権の所在

1.国家の教育権説：教育内容について国が関与・決定する権能を有する

→家永教科書訴訟・東京地裁判決　昭和 45 年 7 月 17 日

国民の教育権説:：親及びその付託を受けた教師を中心とする国民全体であり、国は条件整備のみ

→家永教科書訴訟・東京地裁判決　昭和 49 年 7 月 16 日

2.最高裁判決(旭川学テ事件・最大判)　→　教師に教育の自由を認めつつ、国家の広汎な介入権を認める

理由：児童生徒に教育内容を批判する能力がない、教師に強い影響力がある、子どもに選択余地ない

全国的に一定の水準を確保する要請が強い

2)学習指導要領・幼稚園教育要領の法的拘束力

1.「学習指導要領」とは何か

形式的には、法律ではなく、文部科学省による「告示」(国民へのお知らせ)

実際には、教師には「絶対的」な存在

「学習指導要領解説」には拘束力を定めた法律はないが、実際には、その内容で教科書

2.法的拘束力

A 説：法的拘束力があり、教師は必ず従う義務がある　　←国家の教育権説

B 説：単なる教師の手引きであり、従わなくてもよい　　←国民の教育権説［資料・新藤］

最高裁判所（福岡伝習館高校事件）：法的拘束力がある

←この判決を前提としても、以下の見解がある

学習指導要領は多様な内容のため、法的拘束力のない部分もありえる

公立高校と私立高校では別

補足：検定済教科書の使用義務についても同様の議論がある

・学校教育法 34 条 1 項「小学校においては、…検定を経た教科用図書…を使用いなければならない」

・法的拘束力がある　根拠：学校教育法 34 条　←国家の教育権説：国定教科書

・法的拘束力はない　根拠：教科書を使う場合には検定済みの意味　←国民の教育権説

［自己点検］

1)Reading Assignment に関する設問への解答

2)自己点検　a)講義の論点　　←論点とは、Yes/No で答えられる具体的な問題点

b)論点にかかわる法状況　　←「法」とは、法律（この講義の場合には憲法も含む）と判例法

c)論点についての諸見解　　←諸見解とは、学説であり、最高裁判決でもあります

*最高裁判決は、ルールですから「法」ですが、同時に一つの見解にすぎないものでもあります。

3)自由記述　a)講義に関する質問、b)その他

［課題提出者数］

	4/12	4/19	4/26	5/10	5/17	5/24	5/31	6/07	6/14	6/28	7/05	7/12	7/19	7/26	8/02
保育(71)	71	70	69	69	70	69	68	67	67	65					
子供(67)	65	65	66	66	62	60	63	62	62	58					

［次回講義への Reading Assignment］

社説「労基法改正　働き過ぎ是正が優先だ」朝日新聞 2017 年 8 月 31 日

社説「脱時間給制度　職種を限定した導入は妥当だ」読売新聞 2017 年 7 月 31 日